

- 岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則

平成25年 2 月12日

規則第12号

改正 平成27年 3 月27日規則第22号

(岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則第 6 条)

平成28年 3 月31日規則第32号

(岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則第 5 条)

平成29年 3 月31日規則第31号

(岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則 第 3 条)

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 削除

第 3 章 介護予防訪問入浴介護

第 1 節 介護予防訪問入浴介護(第41条～第49条)

第 2 節 基準該当介護予防訪問入浴介護(第50条～第52条)

第 4 章 介護予防訪問看護(第53条～第64条)

第 5 章 介護予防訪問リハビリテーション(第65条～第69条)

第 6 章 介護予防居宅療養管理指導(第70条～第75条)

第 7 章 削除

第 8 章 介護予防通所リハビリテーション(第94条～第103条)

第 9 章 介護予防短期入所生活介護

第 1 節 介護予防短期入所生活介護(第104条～第123条)

第 2 節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護(第124条～第133条)

第 3 節 基準該当介護予防短期入所生活介護(第134条～第138条)

第10章 介護予防短期入所療養介護

第 1 節 介護予防短期入所療養介護(第139条～第150条)

第2節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護(第151条～第159条)

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 介護予防特定施設入居者生活介護(第160条～第177条)

第2節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(第178条～第186条)

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 介護予防福祉用具貸与(第187条～第199条)

第2節 基準該当介護予防福祉用具貸与(第200条・第201条)

第13章 特定介護予防福祉用具販売(第202条～第210条)

第14章 雑則(第211条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第60号。以下「条例」という。)第104条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用料 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(2) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。

(3) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。

(4) 常勤換算方法 当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の

従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

第2章 削除

第3条から第40条まで 削除

第3章 介護予防訪問入浴介護

第1節 介護予防訪問入浴介護

(従業員)

第41条 条例第18条第1項各号に規定する介護予防訪問入浴介護従業者は、それぞれ1以上の員数を置かなければならない。

2 前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第11号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。)第41条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第42条 条例第19条に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第43条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者に条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第43条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問

入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第44条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(次条第1項及び第44条の16において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)
 - (6) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
- (内容及び手続の説明及び同意)

第44条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電

気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容並びにファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項を送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がそれらの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項後段の規定による同意を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項後段の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第44条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所

の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第44条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者が提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第44条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用申込者が受けている要支援認定の更新の申請が、遅くとも有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第44条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(岡崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則(平成27年岡崎市規則第8号)第29条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第44条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供す

る者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第44条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第44条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第44条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第44条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第44条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供年月日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第44条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第44条の14 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由がなく指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(衛生管理等)

第44条の15 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第44条の16 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第44条の17 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は

当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第44条の18 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第44条の19 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第44条の20 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携)

第44条の21 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、介護相談員派遣事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第44条の22 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録そ

の他必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(会計の区分)

第44条の23 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(利用料等の受領)

第45条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第46条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関(当該指定介護予防訪問入浴介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意

されている病院又は診療所をいう。)への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第47条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第2号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(2) 第44条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第44条の14に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第44条の22第1項の事故の状況及び処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第48条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の具体的な取扱い、は、条例第17条に規定する基本方針及び条例第21条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならない。

(2) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。

(4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員(条例第18条第1項第1号に規定する看護職員をいう。第50条第1項において同じ。)1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医

師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

- (5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用しなければならない。

第49条 削除

第2節 基準該当介護予防訪問入浴介護

(従業者)

第50条 条例第22条第1項各号に規定する介護予防訪問入浴介護従業者は、それぞれ1以上の員数を置かなければならない。

- 2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第50条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第51条 条例第23条に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理者については、第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「従事する常勤の者」とあるのは、「従事する者」と読み替えるものとする。

(準用)

第52条 前節(第41条、第42条、第44条の8、第44条の20第2項、第45条第1項及び第49条を除く。)の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び条例第25条において準用する条例第21条並びに第52条において準用する前節(第41条、第42条、第43条第1項及び第2項、第44条の8、第44条の20第2項並びに第45条第1項を除く。)」と、第44条の12第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第45条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第47条第2項第2号中「第44条の12第2項」とあるのは「第52条において準用する第44条の12第2

項」と、同項第3号中「第44条の14」とあるのは「第52条において準用する第44条の14」と、同項第4号中「第44条の22第1項」とあるのは「第52条において準用する第44条の22第1項」と、第48条中「条例第17条に規定する基本方針及び条例第21条に規定する基本取扱方針」とあるのは「条例第25条において準用する条例第17条に規定する基本方針及び条例第25条において準用する条例第21条に規定する基本取扱方針」と読み替えるものとする。

第4章 介護予防訪問看護

(看護師等)

第53条 条例第27条第1項に規定する看護師等は、次に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の区分に応じて、当該各号に定める員数を置かなければならない。

(1) 指定介護予防訪問看護ステーション

ア 看護職員(条例第27条第1項第1号アに規定する看護職員をいう。次号及び次項において同じ。) 常勤換算方法で、2.5以上となる員数

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

(2) 条例第27条第1項第2号に規定する指定介護予防訪問看護を担当する医療機関

指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数

2 前項第1号アの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第53条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第54条 条例第28条に規定する指定介護予防訪問看護ステーションの管理者については、第4条の規定を準用する。

2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

(運営規程)

第55条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
- (サービス提供困難時の対応)

第56条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第57条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第58条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪

問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第59条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第60条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第61条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第5号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防訪問看護計画書

(2) 介護予防訪問看護報告書

(3) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第63条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

- (5) 第64条において準用する第44条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (6) 第64条において準用する第44条の14に規定する市町村への通知に係る記録
- (7) 第64条において準用する第44条の22第1項の事故の状況及び処置についての記録(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第62条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の具体的な取扱いは、条例第26条に規定する基本方針及び条例第30条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならない。
- (2) 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならない。
- (3) 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第2号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行わなければならない。
- (7) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。
- (9) 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

- (10) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行わなければならない。
- (11) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問年月日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならない。
- (12) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- (13) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しなければならない。この場合においては、前各号の規定を準用する。
- (14) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで及び第10号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第63条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 前条第14号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

(準用)

第64条 第43条、第43条の2、第44条の2、第44条の4から第44条の6まで及び第44条の8から第44条の23までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」

と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第30条並びに第55条から第63条まで並びに第64条において準用する第43条、第43条の2、第44条の2、第44条の4から第44条の6まで、第44条の8から第44条の23まで」と読み替えるものとする。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

(運営規程)

第65条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(利用料等の受領)

第66条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けるこ

とができる。

- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

第67条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第3号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防訪問リハビリテーション計画

(2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第69条において準用する第44条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第69条において準用する第44条の14に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 第69条において準用する第44条の22第1項の事故の状況及び処置についての記録
(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第68条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その具体的な取扱いは、条例第31条に規定する基本方針及び条例第34条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、岡崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成26年岡崎市条例第45号)第5条に規定する担当職員(第111条第2項において「担当職員」という。)、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係

者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならない。

- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。
- (3) 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第100条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。
- (7) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならない。
- (8) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- (9) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対

応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。

- (10) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しなければならない。
- (11) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行わなければならない。
- (12) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (13) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行わなければならない。この場合においては、前各号の規定を準用する。

(準用)

第69条 第43条、第43条の2、第44条の2から第44条の6まで、第44条の8から第44条の17まで、第44条の19から第44条の23まで及び第57条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第44条の6中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第34条並びに第65条から第68条まで並びに第69条において準用する第43条の2、第44条の2から第44条の6まで、第44条の8から第44条の17まで、第44条の19から第44条の23まで及び第57条」と読み替えるものとする。

第6章 介護予防居宅療養管理指導

(従業者)

第70条 条例第36条第2項に規定する規則で定める薬剤師、看護職員(条例第35条に規定する看護職員をいう。第74条第3項において同じ。)、歯科衛生士(条例第35条に規定する歯科衛生士をいう。第74条第2項において同じ。)又は管理栄養士の員数は、その提供す

る指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数とする。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第72条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(運営規程)

第71条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(利用料等の受領)

第72条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

第73条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第2号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(2) 第75条において準用する第44条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第75条において準用する第44条の14に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第75条において準用する第44条の22第1項の事故の状況及び処置についての記録
(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第74条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行わなければならない。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならない。

(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介

介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行わなければならない。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しなければならない。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならない。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について指導又は説明を行わなければならない。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しなければならない。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならない。

3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行わなければならない。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について指導又は助言を行わなければならない。

(3) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(準用)

第75条 第43条、第43条の2、第44条の2から第44条の6まで、第44条の9、第44条の11から第44条の23まで及び第57条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導事業所の従業者」と、第44条の6中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第44条の11中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第44条の15中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第38条並びに第71条から第74条まで並びに第75条において準用する第43条の2、第44条の2から第44条の6まで、第44条の9、第44条の11から第44条の23まで及び第57条」と読み替えるものとする。

第7章 削除

第76条から第93条まで 削除

第8章 介護予防通所リハビリテーション

(従業者)

第94条 条例第49条第1項に規定する介護予防通所リハビリテーション従業者は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かななければならない。

(1) 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(この号及び次項第1号において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位(指定介護予防通所リハビリテーションであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの

をいう。次項第1号において同じ。)ごとに、利用者(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)の数が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第110条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(設備)

第95条 条例第50条第1項に規定する専用の部屋等は、3平方メートルに利用定員(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第97条第4号において同じ。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第111条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者等の責務)

第96条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者に条例第5条から第7条まで及び第51条並びに第97条から第102条まで並びに第103条において準用する第8条から第12条まで、第14条から第16条まで、第18条、第20条、第23条、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第57条、第79条、第81条、第82条及び第84条の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第96条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介

護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第97条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員

(5) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 非常災害対策

(9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(利用料の受領)

第97条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と

の間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、かつ、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第97条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第97条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第98条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第98条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計

画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、それらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第99条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第3号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防通所リハビリテーション計画

(2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第103条において準用する第44条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第103条において準用する第44条の14に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 第103条において準用する第44条の22第1項の事故の状況及び処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第100条 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な取扱いは、条例第48条に規定する基本方針及び条例第51条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならない。

(2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者(以下この条において「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行

う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

- (3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第68条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。
- (7) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。
- (8) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- (9) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。
- (10) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告

するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行わなければならない。

(11) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(12) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行わなければならない。この場合においては、前各号の規定を準用する。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点)

第101条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条第7号に規定するアセスメントをいう。)において把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第102条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊

急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第103条 第44条の2から第44条の6まで、第44条の8から第44条の10まで、第44条の12から第44条の14まで、第44条の16、第44条の17、第44条の19から第44条の23まで及び第57条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第44条の6中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 介護予防短期入所生活介護

(従業者)

第104条 条例第53条第1項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かなければならない。

- (1) 医師 1人以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
- (3) 介護職員又は看護職員(条例第53条第1項第3号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上
- (4) 栄養士 1人以上
- (5) 機能訓練指導員 1人以上

(6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

- 2 条例第55条第1項ただし書の適用を受ける特別養護老人ホームに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 4 条例第55条第2項に規定する併設事業所については、老人福祉法、医療法(昭和23年法律第205号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。
- 6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第119条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第105条 条例第54条に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者については、第4条の規定を準用する。

(設備及び備品等)

第106条 条例第56条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物とする。

(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を2

階及び地階のいずれにも設けないこと。

- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第114条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第114条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

- 2 条例第56条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であること。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

- 3 条例第56条第3項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室 次に定めるとおりとする。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。

4 前3項に定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上(中廊下にあっては、2.7メートル以上)とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第121条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(運営規程)

第107条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 利用定員(条例第55条第1項ただし書の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)

(4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の送迎の実施地域

(6) サービス利用に当たっての留意事項

(7) 緊急時等における対応方法

(8) 非常災害対策

(9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(内容及び手続の説明及び同意)

第108条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供

の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。この場合においては、第44条の2第2項から第4項までの規定を準用する。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第109条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第110条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に

規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 利用者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用

(4) 利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める場合を除く。)

(6) 理美容に要する費用

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用については、文書による同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第111条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 条例第55条第1項ただし書の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、担当職員が、緊急に指定介護予防短

期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(衛生管理等)

第111条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域等との連携)

第112条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力等より、地域との交流に努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第113条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院又は診療所をいう。)への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第114条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、それらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に備え、災害時における飲料水、食料その他必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第115条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する

記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第4号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 条例第57条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第123条において準用する第44条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 第123条において準用する第44条の14に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 第123条において準用する第44条の22第1項の事故の状況及び処置についての記録

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第116条 指定介護予防短期入所生活介護の具体的な取扱いは、条例第52条に規定する基本方針及び条例第58条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならない。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成しなければならない。
- (3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計

画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。

(7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(介護)

第117条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第118条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事

をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第119条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第120条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第121条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第122条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第123条 第43条、第44条の3から第44条の6まで、第44条の8、第44条の9、第44条の12から第44条の14まで、第44条の16から第44条の23まで、第96条の2及び第98条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで、第57条及び第58条並びに第107条から第122条まで並びに第123条において準用する第44条の3から第44条の6まで、第44条の8、第44条の9、第44条の12から第44条の14まで、第44条の16から第44条の23まで及び第96条の2」と、第44条の16中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第96条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第2節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

(設備及び備品等)

第124条 条例第61条第1項ただし書に規定する規則で定める建物については第106条第1項の規定を、条例第61項第2項に規定する規則で定める要件については第106条第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号中「第114条第1項」とあるのは「第133条において準用する第114条第1項」と読み替えるものとする。

2 条例第61項第3項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

ア 居室 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

3 前2項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上(中廊下にあっては、2.7メートル以上)とすること。

ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあっては、1.8メートル以上)とすることができる。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。

ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第139条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(勤務体制の確保等)

第125条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第126条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員(条例第62条において準用する条例第55条第1項ただし書の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員(条例第62条において準用する条例第55条第1項ただし書の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(利用料等の受領)

第127条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービ

ス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 利用者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用

(4) 利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める場合を除く。)

(6) 理美容に要する費用

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用については、文書による同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第128条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 条例第62条において準用する条例第55条第1項ただし書の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)

第129条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの

生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(介護)

第130条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第131条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第132条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第133条 第108条、第109条、第111条の2から第116条まで、第119条から第121条まで及び第123条(第96条の2の準用に係る部分は除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第115条第2項第3号中「条例第57条第2項」とあるのは「条例第62条において準用する条例第57条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「第123条」とあるのは「第133条において準用する第123条」と、第116条中「条例第52条に規定する基本方針及び条例第58条に規定する基本取扱方針」とあるのは「条例第60条に規定する基本方針及び条例第62条において準用する条例第58条に規定する基本取扱方針」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当介護予防短期入所生活介護

(従業者)

第134条 条例64条第1項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かななければならない。

(1) 生活相談員 1人以上

(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上

(3) 栄養士 1人以上

(4) 機能訓練指導員 1人以上

(5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第148条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第135条 条例第65条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理者については、第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「従事する常勤の者」とあるのは、「従事する者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第136条 条例第67条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室 次に定めるとおりとする。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

3 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準規則第150条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)

第137条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第138条 第43条、第44条の3から第44条の6まで、第44条の9、第44条の12から第44条の14まで、第44条の16から第44条の19まで、第44条の20第1項、第96条の2、第107条から第109条まで、第110条(第1項を除く。)及び第111条から第122条までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び条例第68条において準用する条例第57条及び第58条並びに第137条並びに第138条において準用する第44条の3から第44条の6まで、第44条の9、第44条の12から第44条の14まで、第44条の16から第44条の19まで、第44条の20第1項、第96条の2、第107条から第109条まで、第110条(第1項を除く。)及び第111条から第122条まで」と、第44条の12第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第44条の13中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第44条の16中「介

「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第96条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第110条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第111条第3項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第115条第2項第3号中「条例第57条第2項」とあるのは「条例第68条において準用する条例第57条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「第123条」とあるのは「第138条」と、第116条中「条例第52条に規定する基本方針及び条例第58条に規定する基本取扱方針」とあるのは「条例第68条において準用する条例第52条に規定する基本方針及び条例第68条において準用する条例第58条に規定する基本取扱方針」と、第120条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第10章 介護予防短期入所療養介護

第1節 介護予防短期入所療養介護

(従業者)

第139条 条例第70条第1項に規定する介護予防短期入所療養介護従業者は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かなければならない。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(条例第70条第1項第1号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者をいう。以下この条及び第142条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士 それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設

設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

(3) 療養病床を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(医療法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士 それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

(4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員は、これらの員数の合計が、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上

2 前項第4号の指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同号の規定に加え、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職員を1人以上配置しなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第153条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(運営規程)

第140条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

(4) 通常を送迎の実施地域

(5) 施設利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(利用料等の受領)

第141条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 利用者が選定する特別な療養室等の提供に伴い必要となる費用

(4) 利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める場合を除く。)

(6) 理美容に要する費用

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用については、文書による同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第142条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- (3) 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

第143条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第4号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防短期入所療養介護計画
- (2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 条例第73条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第150条において準用する第44条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 第150条において準用する第44条の14に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 第150条において準用する第44条の22第1項の事故の状況及び処置についての記録

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

第144条 指定介護予防短期入所療養介護の具体的な取扱いは、条例第69条に規定する基本方針及び条例第74条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならない。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

(3) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。

(7) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、

サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

(診療の方針)

第145条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行わなければならない。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をあげることができるよう適切な指導を行わなければならない。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならない。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行わなければならない。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- (6) 厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診(当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の依頼により、他の病院又は診療所から医師が出向いて診療を行うことをいう。)を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第146条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第147条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利

用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第148条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 利用者の食事は、当該利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第149条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第150条 第43条、第44条の3から第44条の6まで、第44条の8、第44条の9、第44条の12から第44条の14まで、第44条の16、第44条の17、第44条の19から第44条の23まで、第96条の2、第98条、第108条、第109条第2項、第112条及び第114条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで、第73条及び第74条並びに第140条から第149条まで並びに第150条において準用する第44条の3から第44条の6まで、第44条の8、第44条の9、第44条の12から第44条の14まで、第44条の16、第44条の17、第44条の19から第44条の23まで、第96条の2、第98条、第108条、第109条第2項、第112条及び第114条」と、第44条の16中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第96

条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第108条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第2節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 (勤務体制の確保等)

第151条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第152条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

(4) 通常の送迎の実施地域

(5) 施設利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(利用料等の受領)

第153条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 利用者が選定する特別な療養室等の提供に伴い必要となる費用

(4) 利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める場合を除く。)

(6) 理美容に要する費用

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、そ

の利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用については、文書による同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第154条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者をいう。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項)

第155条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第156条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第157条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを

支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第158条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第159条 第143条から第146条まで及び第150条(第96条の2の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第143条第2項第3号中「条例第73条第2項」とあるのは「条例第78条において準用する条例第73条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「第150条」とあるのは「第159条において準用する第150条」と、第144条中「条例第69条に規定する基本方針及び条例第74条に規定する基本取扱方針」とあるのは「条例第76条に規定する基本方針及び条例第78条において準用する条例第74条に規定する基本取扱方針」と読み替えるものとする。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 介護予防特定施設入居者生活介護

(従業者)

第160条 条例第80条第1項に規定する介護予防特定施設従業者は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かななければならない。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 利用者の数が30を超えない指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、

1 に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
ウ 常に 1 以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1 以上

(4) 計画作成担当者 1 以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに 1 以上

(2) 看護職員又は介護職員

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の 3 を乗じて得た数の合計数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 総利用者数が30を超えない指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、 1 以上

(イ) 総利用者数が30を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、
1 に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
ウ 常に 1 以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1 以上

(4) 計画作成担当者 1 以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。)

3 前 2 項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値

を用いるものとする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

- 4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤とするものとする。
- 6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画(第2項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

(管理者)

第161条 条例第81条に規定する指定介護予防特定施設の管理者については、第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「従事する常勤の者」とあるのは、「従事する者」と読み替えるものとする。

(設備)

第162条 条例第82条第2項に規定する規則で定める要件については、第106条第2項の規定を準用する。

- 2 条例第82条第3項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 介護居室 次に定めるとおりとすること。

ア プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準規則第175条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(勤務体制の確保等)

第163条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業員によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第164条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(次条第1項において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第165条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。この場合においては、第44条の2第2項から第4項までの規定を準用する。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、あらかじめ、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続を第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

第166条 削除

(サービスの提供の記録)

第167条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始年月日及び入居指定介護予防特定施設の名称を、指

定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。
(利用料等の受領)

第168条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(協力医療機関等)

第169条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院又は診療所をいう。)を定めなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている診療所をいう。)を定めるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第170条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力等により、地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、介護相談員派遣事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第171条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第6号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防特定施設サービス計画

(2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 条例第84条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第163条第3項に規定する結果等の記録

(5) 第167条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(6) 第177条において準用する第44条の14に規定する市町村への通知に係る記録

(7) 第177条において準用する第44条の22第1項の事故の状況及び処置についての記録

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)

第172条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的な取扱いは、条例第79条に規定する基本方針及び条例第85条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者

が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- (2) 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (3) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (4) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (5) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。
- (6) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について説明しなければならない。
- (7) 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行わなければならない。
- (8) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行わなければならない。この場合においては、前各号の規定を準用する。

(介護)

第173条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、

1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前 3 項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第174条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第175条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第176条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(準用)

第177条 第43条、第44条の 4、第44条の 5、第44条の13、第44条の14、第44条の16から第44条の23まで、第46条、第111条の 2、第114条及び第119条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第43条第 2 項中「条例第 5 条から第 7 条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第 6 条、第 7 条及び第83条から第85条まで並びに第163条から第176条まで並びに第177条において準用する第44条の 4、第44条の 5、第44条の13、第44条の14、第44条の16から第44条の23まで、第46条、第111条の 2、第114条及び第119条」と、第44条の16及び第46条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第 2 節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

(従業者)

第178条 条例第88条第 1 項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かななければならない。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上及び利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (3) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定介護予防特定施設の従業者(第1項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画(第2項の場合にあっては、介護予防

特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第179条 条例第89条に規定する指定介護予防特定施設の管理者については、第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「従事する常勤の者」とあるのは、「従事する者」と読み替えるものとする。

(設備)

第180条 条例第90条第2項に規定する規則で定める要件については、第106条第2項の規定を準用する。

2 条例第90条第3項に掲げる設備は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。

(1) 居室 次に定めるとおりとすること。

ア プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 1以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 非常通報装置又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(4) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運用されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準規則第193条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(運営規程)

第181条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(次条第1項において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所(受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の名称及び所在地
- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第182条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居(養護老人ホームに入居する場合は除く。)及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
この場合においては、第44条の2第2項から第4項までの規定を準用する。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部

サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第183条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。)でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護、指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防福祉用具貸与及び岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第62号)第8条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(指定事業者により行われるものに限る。次項第1号において「指定第1号訪問事業」という。)に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。次項第2号において「指定第1号通所事業」という。)に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

(1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス

(2) 指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定第1号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス

(3) 指定介護予防訪問看護

- 5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、市内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。
- 7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第184条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する記録を整備しなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第10号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防特定施設サービス計画

(2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 条例第91条において準用する条例第84条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 前条第8項に規定する結果等の記録

(5) 次条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

(6) 第186条において準用する第44条の14に規定する市町村への通知に係る記録

(7) 第186条において準用する第44条の22第1項の事故の状況及び処置についての記録

(8) 第186条において準用する第163条第3項に規定する結果等の記録

(9) 第186条において準用する第167条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(受託介護予防サービスの提供)

第185条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(準用)

第186条 第43条、第44条の4、第44条の5、第44条の13、第44条の14、第44条の16から第44条の23まで、第46条、第111条の2、第114条、第163条、第167条から第170条まで、第172条、第175条及び第176条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第6条及び第7条並びに条例第91条において準用する条例第83条から第85条まで並びに第181条から第185条まで並びに第186条において準用する第44条の4、第44条の5、第44条の13、第44条の14、第44条の16から第44条の23まで、第46条、第111条の2、第114条、第163条、第167条から第170条まで、第172条、第175条及び第176条」と、第44条の16中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第44条の18中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第46条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第163条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護その他の」とあるのは「基本サービスその他の」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、第167

条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第172条中「条例第79条に規定する基本方針及び条例第85条に規定する基本取扱方針」とあるのは「条例第87条に規定する基本方針及び条例第91条において準用する条例第85条に規定する基本取扱方針」と、同条第2号及び第7号中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 介護予防福祉用具貸与

(福祉用具専門相談員)

第187条 条例第93条第1項に規定する福祉用具専門相談員は、常勤換算方法で、2以上の員数を置かなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(1) 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準規則第200条第1項

(2) 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準規則第215条第1項

(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 第202条第1項

(管理者)

第188条 条例第94条に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理者については、第4条の規定を準用する。

(設備及び備品等)

第189条 条例第95条第1項に規定する設備及び備品等の基準は、次の各号に掲げる設備及び備品等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 福祉用具の保管のために必要な設備 次に定めるとおりとすること。

ア 清潔であること。

イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取

り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第202条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(運営規程)

第190条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項(第195条第1項において「運営規程」という。)に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(利用料等の受領)

第191条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合

の交通費

(2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由がなく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第192条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第193条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第194条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況につい

て定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備付け)

第195条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第196条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第4号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(2) 第194条第4項に規定する結果等の記録

(3) 第198条に規定する介護予防福祉用具貸与計画

(4) 第199条において準用する第44条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 第199条において準用する第44条の14に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 第199条において準用する第44条の22第1項の事故の状況及び処置についての記録

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第197条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の具体的な取扱いは、条例第92条に規定する基本方針及び条例第96条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの

情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得なければならない。

- (2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行わなければならない。
- (5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行わなければならない。
- (6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行わなければならない。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第198条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第209条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容に

ついて利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行わなければならない。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行わなければならない。この場合においては、第1項から第4項までの規定を準用する。

(準用)

第199条 第43条、第44条の2から第44条の14まで、第44条の17から第44条の23まで並びに第96条の2第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第96条並びに第190条から第198条まで並びに第199条において準用する第44条の2から第44条の14まで、第44条の17から第44条の23まで並びに第96条の2第1項及び第2項」と、第44条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第44条の3中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第44条の7第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第44条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第44条の12第1項中「提供年月日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第44条の13中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第96条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当介護予防福祉用具貸与

(福祉用具専門相談員)

第200条 条例第97条第1項に規定する福祉用具専門相談員は、常勤換算方法で、2以上の員数を置かなければならない。

2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第59号)第103条第1項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第213条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(準用)

第201条 第43条、第44条の2から第44条の7まで、第44条の9から第44条の14まで、第44条の17から第44条の19まで、第44条の20第1項、第44条の21から第44条の23まで、第96条の2第1項及び第2項、第188条から第190条まで、第191条(第1項を除く。)並びに第192条から第198条までの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び条例第98条において準用する条例第96条並びに第201条において準用する第44条の2から第44条の7まで、第44条の9から第44条の14まで、第44条の17から第44条の19まで、第44条の20第1項、第44条の21から第44条の23まで、第96条の2第1項及び第2項、第188条から第190条まで、第191条(第1項を除く。)並びに第192条から第198条まで」と、第44条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第44条の3中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第44条の7第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第44条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第44条の12第1項中「提供年月日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第44条の13中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第96条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第191条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第196条第2項第2号中「第194条第4項」とあるのは「第201条において準用する第194条第4項」と、同項第3号中「第198条」とあるのは「第201条において準用する第198条」と、同項第4号から第6号までの規定中「第199

条」とあるのは「第201条」と、第197条中「条例第92条に規定する基本方針及び条例第96条に規定する基本取扱方針」とあるのは「条例第98条において準用する条例第92条に規定する基本方針及び条例第98条において準用する条例第96条に規定する基本取扱方針」と読み替えるものとする。

第13章 特定介護予防福祉用具販売

(福祉用具専門相談員)

第202条 条例第100条第1項に規定する福祉用具専門相談員は、常勤換算方法で、2以上の員数を置かなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(1) 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準規則第200条第1項

(2) 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準規則第215条第1項

(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第187条第1項

(管理者)

第203条 条例第101条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理者については、第4条の規定を準用する。

(サービスの提供の記録)

第204条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第205条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、法第56条第3項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費

(2) 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第206条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

(1) 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称

(2) 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

(3) 領収書

(4) 当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉用具の概要

(記録の整備)

第207条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第3号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(2) 第209条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画

(3) 第204条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第210条において準用する第44条の14に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 第210条において準用する第44条の22第1項の事故の状況及び処置についての記録

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第208条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の具体的な取扱いは、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得なければならない。
- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。
- (3) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行わなければならない。
- (4) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行わなければならない。
- (5) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じなければならない。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第209条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- 4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(準用)

第210条 第43条、第44条の2から第44条の7まで、第44条の9から第44条の11まで、第44条の14、第44条の15、第44条の17から第44条の23まで、第96条の2第1項及び第2項、第190条、第192条、第193条並びに第195条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第103条並びに第204条から第209条まで並びに第210条において準用する第44条の2から第44条の7まで、第44条の9から第44条の11まで、第44条の14、第44条の15、第44条の17から第44条の23まで、第96条の2第1項及び第2項、第190条、第192条、第193条並びに第195条」と、第44条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第44条の3中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目等」と、第44条の7第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第44条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第96条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第190条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第191条第3項第2号及び第5項並びに第192条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(委任)

第211条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定居宅サービス等基準条例附則第2項の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護

の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第106条第3項第2号ア及び第4項の規定は、適用しない。

- 3 当分の間、居宅サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)附則第2条に規定する経過的要介護に該当する者については、第160条第2項第2号ア中「3」とあるのは「10」と、第178条第2項第2号中「10」とあるのは「30」とする。
- 4 第34条第2項(第40条において準用する場合を含む。)、第47条第2項(第52条において準用する場合を含む。)、第61条第2項、第67条第2項、第73条第2項、第85条第2項(第93条において準用する場合を含む。)、第99条第2項、第115条第2項(第133条及び第138条において準用する場合を含む。)、第143条第2項(第159条において準用する場合を含む。)、第171条第2項、第184条第2項、第196条第2項(第201条において準用する場合を含む。))及び第207条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に完結した記録並びに同日以後に受領したサービスに要した費用に係る請求及び受領に関する記録について適用し、同日前に完結した記録又は同日前に受領したサービスに要した費用に係る請求及び受領に関する記録の保存期間については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月27日規則第22号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第31号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(介護予防訪問介護に関する経過措置)
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項

に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

(1) 略

(2) 第 3 条の規定による改正前の岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則(以下「旧指定介護予防サービス等基準規則」という。)第 3 条から第40条までの規定

3 前項第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準規則第 3 条第 2 項及び第 6 項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 3 条第 2 項	指定訪問介護事業者	法第115条の45第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業(指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第 1 号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護及び当該第 1 号訪問事業
第 3 条第 6 項	指定訪問介護事業者	第 2 項に規定する第 1 号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第 1 号訪問事業
	岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第11号。以下「指定居宅サービス等基準規則」	市町村の定める当該第 1 号訪問事業の

	という。)第3条第1項から第5項までに規定する	
--	-------------------------	--

4 附則第2項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準規則第37条第3項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準規則第37条第3項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

基準該当訪問介護の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)
指定居宅サービス等基準規則第37条第1項及び第2項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

(介護予防通所介護に関する経過措置)

5 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 旧指定介護予防サービス等基準規則第8条から第13条まで(第89条及び第93条において準用する場合に限る。)、第14条(第89条において準用する場合に限る。)、第15条(第89条及び第93条において準用する場合に限る。)、第16条(第89条及び第93条において準用する場合に限る。)、第18条(第89条及び第93条において準用する場合に限る。)、第20条(第89条及び第93条において準用する場合に限る。)、第23条(第89条及び第93条において準用する場合に限る。)、第25条(第89条及び第93条において準用する場合に限る。)、第26条から第29条まで(第89条及び第93条において準用する場合に限る。)、

第30条第1項(第89条及び第93条において準用する場合に限る。)、第30条第2項(第89条において準用する場合に限る。)、第31条(第89条及び第93条において準用する場合に限る。)、第33条(第89条及び第93条において準用する場合に限る。)、第76条から第93条まで、第134条第4項及び第137条の規定

(4) 略

- 6 前項第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準規則第76条第1項第2号及び第7項並びに第78条第3項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第76条第1項第2号	指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第7項及び第78条第3項において「指定通所介護事業者等」という。)	法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者
	指定通所介護又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第19条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。第183条第3項及び第4項第2号において同じ。)(以下「指定通所介護等」という。)の事業	当該第1号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護等	指定介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第76条第7項	指定通所介護事業者等	第1項第2号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者

	指定通所介護等の事業	当該第 1 号通所事業
	指定居宅サービス等基準規則第78条第 1 項から第 5 項まで又は岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第13号。第78条第 3 項において「指定地域密着型サービス基準規則」という。)第49条の 2 第 1 項から第 7 項までに規定する	市町村の定める当該第 1 号通所事業の
第78条第 3 項	指定通所介護事業者等	第76条第 1 項第 2 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護等の事業	当該第 1 号通所事業
	指定居宅サービス等基準規則第80条第 1 項及び第 2 項又は指定地域密着型サービス基準規則第49条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する	市町村の定める当該第 1 号通所事業の

7 附則第 5 項第 3 号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準規則第90条第 1 項第 2 号及び第 6 項並びに第92条第 3 項 の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第 1 項第 1 号口に規定する第 1 号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第90条第 1 項第 2 号	基準該当通所介護の事業	法第115条の45第 1 項第 1 号口に規定する第 1 号通所事業(基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第 1 号通所事業

第90条第6項	基準該当通所介護の事業	第1項第2号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準規則第106条第1項から第4項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の
第92条第3項	基準該当通所介護の事業	第90条第1項第2号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準規則第108条第1項及び第2項に規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

8 第3条の規定による改正後の岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則第183条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第3項中「指定地域密着型通所介護」とあるのは「指定地域密着型通所介護、整備法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の法(以下この項において「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。)に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(次項第1号において「指定介護予防訪問介護」という。)」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(次項第2号において「指定介護予防通所介護」という。)」と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定地域密着型通所介護」とあるのは「指定地域密着型通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。